小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する第一条の七（法第百八条の二第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	三百五十円	二千円
法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習	四千八百円（当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあつては、三千五百五十円）	七千七百円（当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあつては、五千五百円）
法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習	講習一時間について五百五十円	講習一時間について千四百五十円

第四十三条第二項の表一の項及び二の項を次のように改める。

一　技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	三百円	三千七百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	百円	三千四百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	五十円	千二百円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	百五十円	四千百円
二　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	三百円	六千四百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	百円	六千円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	五十円	二千五十円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	百五十円	七千二百五十円

第四十三条第二項の表三の項及び四の項中「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「千九百五十円」を「二千円」に改め、同表五の項中「二千円」を「二千三百五十円」に、「千九百五十円」を「千九百円」に、「二千五百円」を「二千六百五十円」に改め、同表六の項中「千七百五十円」を「千八百円」に、「二千百円」を「二千五十円」に改め、同表の備考一中「二千二百五十円」を「二千百五十円」に、「六百五十円」を「七百円」に、「八百五十円」を「九百円」に、「二千九百円」に改め、同表の備考二中「五百五十円」を「五百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改め、同条第三項の表一の項を次のように改める。

一　教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	三百円	三千七百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	百円	三千四百五十円
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査		五十円	千二百円
大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査		百五十円	四千百円

第四十三条第三項の表二の項中「千三百円」を「千三百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同表三の項中「千二百五十円」を「千三百円」に、「千二百円」を「千百五十円」に改め、同表四の項及び五の項中「千五百五十円」を「千六百円」に改め、同表六の項中「千四百円」を「千五百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表の備考一中「二千三百円」を「二千二百円」に、「二千九百円」を「二千六百五十円」に、「二百五十円」を「百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○経済産業省令第一号

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の施行に伴い、並びに中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十八条第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月四日

経済産業大臣　世耕　弘成

経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定の申請）	（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定の申請）
第十条　法第四十八条第一項の規定により法第七条第七項、第八項又は第十項（第一号に掲げる部分に限る。）に規定する事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の認定の申請をしようとする特定民間中心市街地活性化事業者は、様式第四による申請書を、当該特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。	**第十条**　法第四十八条第一項の規定により法第七条第七項、第八項又は第十一項（第一号に掲げる部分に限る。）に規定する事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の認定の申請をしようとする特定民間中心市街地活性化事業者は、様式第四による申請書を、当該特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。
2・3　［略］	2・3　［略］